

静岡県告示第249号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東西伊豆線	賀茂郡西伊豆町大沢里祢宜畑字菅ノ沢 1148番の21から 賀茂郡西伊豆町大沢里祢宜畑字菅ノ沢 1150番の1まで	令和4年3月29日

=====

静岡県告示第250号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	御殿場市茱萸沢字上込野内701番の3から 御殿場市茱萸沢字大藪763番の18まで	令和4年3月29日